

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認中国地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件

## 中国（山口）国民年金 事案 1525

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から同年3月まで

私は、昭和50年1月に国民年金に加入して以来、間違いなく国民年金保険料を納付している。申立期間の保険料が未納となっていることに納付できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人が国民年金被保険者の資格を取得した昭和50年1月以降の国民年金保険料は、申立期間を除き全て納付済みとなっており、申立人の保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、昭和56年8月1日のA市の広報誌では、昭和55年度の未納者には、催告状（はがき）を一斉に送付し、併せて市職員が戸別訪問し、納付書の再交付等を行っていたと記載されているなど、保険料の納付意識の高かった申立人が、同年度に当たる申立期間の保険料を未納のままとしているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 中国（島根）厚生年金 事案 3139

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年4月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月2日から同年5月1日まで

私は、B社に在籍のままA社に昭和40年4月に出向し、44年9月まで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社の取締役、B社からA社へ出向していた上司及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の取締役及び同僚は、「申立人は、B社からA社に出向した後、同社へ転籍しているが勤務状況に変化は無かった。」と供述しているほか、同社の上司は、「申立人は、申立期間も、A社に継続して勤務していたことは間違いない。厚生年金保険料も控除されていたはずである。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は昭和48年3月に解散し、同社の後継事業所とみられるC社は、「当社は、合併を繰り返しており、災害により資料も喪失

したことから、当時の状況は不明である。」と回答しており、ほかに保険料の納付について確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 中国（広島）厚生年金 事案 3140

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準賞与額に係る記録を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の、申立期間②に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成20年9月から同年12月までの期間、21年3月及び同年6月を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間②の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月21日  
② 平成20年9月1日から21年9月1日まで

私は、A社から平成19年12月に賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る年金記録が無い。

また、平成20年9月から21年8月までの標準報酬月額が、当該期間の給与明細書に記載のある給与支給額及び厚生年金保険料の控除額と比べ低額の記録となっている。

調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された賞与明細書及び預金通帳の記録から、申立人は、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、上記の賞与明細書により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、3万円とすることが妥当であ

る。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、平成19年12月の賞与明細書を所持する同僚に当該賞与の記録が確認できないことから、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間①に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人は、標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②のうち、平成20年9月から同年12月までの期間、21年3月及び同年6月の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書並びにA社が業務を委託していた事務所から提出された「給与・賞与データ一覧表」及び「21年賃金台帳【給与・手当等】」により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、28万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届により、事業主は、申立人の申立期間②に係る報酬月額をオンライン記録どおりに届け出ていることが確認できることから、上記給与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成21年1月、同年2月、同年4月、同年5月、同年7月及び同年8月については、上記給与明細書等により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 中国（岡山）厚生年金 事案 3143

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成9年6月は14万2,000円、同年7月及び同年8月は13万4,000円、同年9月及び同年10月は14万2,000円、同年11月は15万円、同年12月及び10年1月は11万8,000円、同年2月及び同年3月は13万4,000円、同年4月及び同年5月は12万6,000円、同年6月は15万円、同年7月及び同年8月は13万4,000円、同年9月から同年11月までは14万2,000円、同年12月から11年4月までは13万4,000円、同年5月は12万6,000円、同年6月及び同年7月は13万4,000円、同年8月は12万6,000円、同年9月は13万4,000円、同年10月及び同年11月は14万2,000円、同年12月及び12年1月は11万円、同年2月及び同年3月は13万4,000円、同年4月及び同年5月は12万6,000円、同年6月から同年11月までは15万円、同年12月から13年3月までは13万4,000円、同年4月及び同年5月は14万2,000円、同年6月は15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月1日から13年7月1日まで

A事業所に勤務していた期間のうち申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、当該期間の給料支払明細書に記載のある給与支給額及び厚生年金保険料の控除額と比べ低額の記録となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂

正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成9年6月から13年6月までの標準報酬月額については、申立人から提出されたA事業所に係る給料支払明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、9年6月は14万2,000円、同年7月及び同年8月は13万4,000円、同年9月及び同年10月は14万2,000円、同年11月は15万円、同年12月及び10年1月は11万8,000円、同年2月及び同年3月は13万4,000円、同年4月及び同年5月は12万6,000円、同年6月は15万円、同年7月及び同年8月は13万4,000円、同年9月から同年11月までは14万2,000円、同年12月から11年4月までは13万4,000円、同年5月は12万6,000円、同年6月及び同年7月は13万4,000円、同年8月は12万6,000円、同年9月は13万4,000円、同年10月及び同年11月は14万2,000円、同年12月及び12年1月は11万円、同年2月及び同年3月は13万4,000円、同年4月及び同年5月は12万6,000円、同年6月から同年11月までは15万円、同年12月から13年3月までは13万4,000円、同年4月及び同年5月は14万2,000円、同年6月は15万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「給与及び保険料控除については申立人が所持している給料支払明細書のとおりであり、当時の担当者の事務処理が誤っていたと考える。」としていることから、事業主は、同給料支払明細書により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成9年5月については、同年6月の給料支払明細書により厚生年金保険料控除が確認できるものの、同年5月分の報酬月額の支給がなく、報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額9万8,000円より低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 中国（広島）厚生年金 事案 3144

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和39年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月1日から同年11月1日まで

私の父は、昭和25年10月から57年8月まで、A社に勤務していたが、同社C工場から同社B工場へ転勤した頃である39年9月1日から同年11月1日までの厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録及び同僚の証言等から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和39年9月1日にA社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和39年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したか否かについて不明としているが、事業主が保存している、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書における資格取得日が昭和39年11月1日となっているこ

とから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月及び同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 中国（広島）厚生年金 事案 3145

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和39年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月1日から同年11月1日まで

私は、昭和22年6月から62年9月まで、A社に勤務していたが、同社C工場から同社B工場へ転勤した頃である39年9月1日から同年11月1日までの厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録及び同僚の証言等から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和39年9月1日にA社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和39年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したか否かについて不明としているが、事業主が保存している、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書における資格取得日が昭和39年11月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月及び同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年12月から61年4月までの期間及び62年10月から平成5年3月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年12月から61年4月まで  
② 昭和62年10月から平成5年3月まで

昭和54年12月及び62年10月に、夫がA市役所B支所で私の国民年金の加入手続と併せて付加保険料の納付の申出を行い、以後毎月、国民年金の定額保険料と付加保険料を併せて納付していたにもかかわらず、申立期間は定額保険料のみの納付記録となっており、付加保険料の納付記録が無いことに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A市において、申立期間と同時期に付加保険料の納付の申出を行っている他の国民年金被保険者の年金手帳には、付加保険料の納付の申出があった旨の記載が確認できるところ、申立人が所持する年金手帳には、付加保険料の納付の申出に係る記載が見当たらない。

また、A市が管理していた国民年金被保険者名簿（CSVデータ）では、申立期間①及び②は定額保険料の納付済期間として記録されており、オンライン記録と一致する上、申立人の国民年金被保険者台帳には、付加保険料の納付の申出に係る記載も無く、付加保険料の納付月数は各年度とも納付月数が無いことを示す「00」と記録されているなど、申立期間①及び②において、申立人が付加年金制度への加入手続を行い、付加保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、付加保険料は原則として定額保険料と同一の納付書により一括で納付するものであることから、定額保険料と併せて付加保険料が納付されいながら定額保険料のみが納付済みで、付加保険料が未納と記録されることは考え

難しい。

加えて、申立期間①は77月、申立期間②は66月と長期間にわたっており、A市及び社会保険事務所（当時）が、両期間の事務処理を続けて誤ることは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 中国（岡山）国民年金 事案 1527（岡山国民年金事案 847 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月、52年8月、同年9月、54年3月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年7月  
② 昭和52年8月及び同年9月  
③ 昭和54年3月及び同年4月

申立期間①及び②については、母がA市役所で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したにもかかわらず、当該期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得できない。

申立期間③については、私と母がA市役所で国民年金の加入手続を行い、母が保険料を納付した際に、当該市役所の男性職員が、「後はちゃんとしておくから。」と言ったことをはっきりと記憶しているにもかかわらず、当該期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得できない。

この度、新たな資料等はないが、国民年金の加入手続及び保険料を納付してくれた母が平成25年12月に他界し、無念の思いから再度調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は申立人が結婚した後に居住していた市において、昭和55年1月に払い出されており、申立人はこの頃に国民年金に加入したものと推認されるが、この国民年金の加入状況からみて、申立人の母親が、申立人の実家（母親が居住）が所在する市において、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付してくれたとする申立内容は不自然であること、ii) 申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続についての記憶が明確ではない上、国民年金保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとする母親からは証言を得ることができないこと、iii) 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計

簿、確定申告書等)は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、既に年金記録確認岡山地方第三者委員会(当時。以下「岡山委員会」という。)の決定に基づき、平成23年2月24日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たな資料や情報を提供しておらず、国民年金の加入手続及び保険料納付をしてくれたとする母親を亡くし、無念の思いから申立てを行ったとしている。

しかしながら、上述のとおり、申立人の手帳記号番号は昭和55年1月に払い出され、54年4月に遡って被保険者資格を取得しており、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である上、氏名の範囲を広げ、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて再度氏名検索を行ったが、該当する被保険者名は見当たらなかった。

また、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付状況等について改めて聴取したが、当時は全て母親が納付してくれたなどとするにとどまり、岡山委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情等も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 中国（島根）厚生年金 事案 3141

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、共済組合員として共済組合掛金を給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 55 年 3 月 1 日に A 事業所の臨時雇いとして採用され、同年 4 月 1 日から正職員になっている。

しかし、申立期間の共済組合の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された人事異動通知書により、申立人は、A 事業所に昭和 55 年 3 月 1 日から同年 3 月 31 日までの期間を定めた臨時雇いとして勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 事業所の当時の事業主及び事務担当者は既に死亡しており、申立人の申立期間における共済組合掛金の控除等について確認することができない上、同事業所を合併により引き継いだ B 事業所は、「当時の資料が無いため、申立人の申立期間における共済組合への加入及び共済組合掛金の控除については不明である。」と回答している。

また、共済組合法の規定により、「臨時に使用される者で二月以内の期間を定めて使用される者」は組合員から除かれていることから申立期間は組合員としての取扱いがなされていなかったものと考えられるところ、共済組合が保管する A 事業所の申立人に係る組合員資格新規取得届において、申立人の資格取得年月日は、同事業所に正職員として採用された昭和 55 年 4 月 1 日と記載されていることが確認できる。

さらに、A 事業所に係る健康保険被保険者原票において、申立人の資格取得年月日は昭和 55 年 4 月 1 日であることが確認できる。

このほか、申立人は、申立期間の共済組合掛金を給与から控除されていたこ

とを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに共済組合掛金を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が共済組合員として申立期間の共済組合掛金を給与から控除されていたと認めることはできない。

## 中国（山口）厚生年金 事案 3142

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月中旬から 43 年 2 月末まで  
私は、昭和 42 年 3 月中旬から 43 年 2 月末まで A 社 B 支店に勤務していたが、その間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社 B 支店における勤務状況等に関する具体的な供述から、申立人は、勤務期間は特定できないものの、同社同支店に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A 社は、「当社は、B 支店が関係する C 事業を平成 15 年に廃止している。そのため、申立期間当時の資料は何も残っていない。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人に A 社の仕事を紹介したとする同僚は、病気療養中のため供述が得られず、ほかに申立人が姓のみを挙げた同僚 4 人についても、厚生年金保険の加入記録が確認できず、個人を特定することができないことから、照会することができない。

さらに、申立期間当時、A 社において厚生年金保険の加入記録がある 15 人に照会したところ、回答のあった 8 人全員が申立人を記憶していないとすることから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の名前は見当たらない上、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 中国（広島）厚生年金 事案 3146

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 1 月 16 日から 10 年 3 月 1 日まで

私は、平成 7 年 1 月 16 日に A 社 B 店に入社し、その後、10 年 2 月頃に店舗名が C 社 B 店に変わったが、正社員として継続して同じ店舗に 13 年 3 月 10 日まで勤務した。

C 社での厚生年金保険の加入記録はあるが、A 社 B 店に勤務していた期間の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する同僚等の供述から、申立人は、期間は特定できないものの、申立期間において A 社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A 社の申立期間当時の事業主は、「会社は倒産しており、申立期間に係る資料は残っておらず、申立人について勤務状況及び厚生年金保険の加入手続についての詳細は不明である。」とし、申立期間において事務を担当していたこともある者は、「A 社では、一般的に長時間勤務者は厚生年金保険に加入させ、厚生年金保険料の控除額の計算をしていたが、同社は、社会保険事務所（当時）からの厚生年金保険料の納入告知額に基づき保険料を納付しており、経理において不一致は無かった。私は事務と店舗の業務を交互に担当していたので、申立人の具体的な厚生年金保険の加入手続及び保険料控除の詳細については分からない。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除等については確認できない。

また、申立人と同様に A 社から C 社に継続して勤務し、同社において厚生年金保険の被保険者記録のある同僚は、「A 社と C 社では申立人と同じ長時間勤務だったが、A 社では厚生年金保険には加入せず、国民年金に加入し、自分で国民年金保険料を納付していた。」としている上、他の同僚も、「A 社で勤

務形態が短時間勤務から長時間勤務に変更された時、希望すれば厚生年金保険に加入することができる」と説明されたため、厚生年金保険に加入した。」と供述していることを踏まえると、申立期間当時、A社では、必ずしも長時間勤務の全員について厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、D市の回答及び申立人から提出された外来診療録により、申立人は申立期間について国民健康保険に加入していることが確認できる上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。